

南灯寮及び沖英寮 給食業務委託 仕様書

1 事項名

- (1) 南灯寮（男子寮）給食業務委託
- (2) 沖英寮（女子寮）給食業務委託

2 契約期間

- (1) 南灯寮（男子寮）：平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日
- (2) 沖英寮（女子寮）：平成 31 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

3 実施場所

- (1) 南灯寮（男子寮）厨房
- (2) 沖英寮（女子寮）厨房

4 給食対象者数

- (1) 南灯寮（男子寮）定員 47 名
- (2) 沖英寮（女子寮）定員 20 名

5 業務内容 南灯寮及び沖英寮寮生への料理飲食の提供

寮名	区分	給食時間等		備考
南灯寮	朝食	(月)～(土)	午前 6 時 45 分～ 午前 9 時まで	食堂外で給食を食べることは禁止
	夕食	(月)～(土)	午後 6 時～午後 9 時 まで	食堂外で給食を食べることは禁止
沖英寮	朝食	(月)～(土)	午前 6 時 45 分～ 午前 9 時まで	食堂外で給食を食べることは禁止
	夕食	(月)～(土)	午後 6 時～午後 9 時 まで	食堂外で給食を食べることは禁止

(注 1) 料理飲食の提供のない曜日等は次の通りである。

- ① 日曜日及び祝祭日
- ② 8 月 1 日から 8 月 31 日
- ③ 12 月 29 日から 1 月 3 日

(注 2) 上記給食時間帯に摂食できない際の食事の取り置きに関して、寮監との調整が必要と認められる場合に事前取り置きを行う。

6 南灯寮及び沖英寮給食業務受託者の要件の概要

(1) 南灯寮及び沖英寮給食業務を受託する者は、給食業務に経験と相当の実績を有する者で、かつ、学生寮給食業務の適切な運営を期することができる者であることが必要である。

(2) 南灯寮及び沖英寮給食業務を受託する者の要件は下記①～⑪の通りで、全て必須の事項であり、業務実施にあたっては、本仕様書及び企画提案書に基づき締結する契約書を遵守すること。

- ① 南灯寮及び沖英寮食堂は主に 18 歳から 22 歳の男性及び女性学生が利用するため、栄養バランスの取れた質の高い、安全な食事の提供及びサービスの向上に絶えず努力すること。
- ② 献立は、日本人の食事摂取基準（厚生労働省）に基づいた基準エネルギー及び栄養素を十分に考慮したものを提供できること。
- ③ 食材安定供給の調達方法が図られていること（放射能検査、もしくは、それに代わるような措置を取り、安全な食品を調達していること）。
- ④ 事故対応が確立されていること（食中毒、事故、火災、地震、台風等の災害等が発生した場合の対処マニュアル及び補償内容）。
- ⑤ 過去 5 年間に学生寮給食業務を定員 20 名以上の規模で 12 か月以上継続して行った実績を有することを証明できること。
- ⑥ 寮生等からの要望又は意見に柔軟に対応すること。その方法として少なくとも年に 1 回は寮生等を対象にアンケートを実施すること。
- ⑦ 給食業務は、食品衛生法等その他関係法令等を遵守すること。
- ⑧ 給食施設、設備及び備品を扱うための日常的清掃・点検を行うこと。
- ⑨ 厨房等を清潔に保つよう努力すること。
- ⑩ 厨房のレンジフード等の清掃及び害虫駆除を定期的に行うこと。
- ⑪ 主食（米飯類）、汁類（スープ、みそ汁等）のおかわりを朝食及び夕食とも十分準備すること。